

事 務 連 絡

令和 3 年 1 月 22 日

各市町組合教育長 様

県教育委員会事務局

教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あて送付しましたのでお知らせ
します。

については、各設置者において対応するようお願いいたします。

【問合せ先】

兵庫県教育委員会事務局

教職員課 人事班 担当 笹原

TEL 078-362-3751 (内線 5658)

FAX 078-362-4284

E-mail:Shingo_Sasahara@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡

令和 3 年 1 月 22 日

各教育事務所長 様

教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あて送付しましたのでお知らせ
します。

なお、市町組合教育委員会には、本課から直接送付していることを申し添えます。



事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 19 日

各 県 立 学 校 長 様

総 務 課 長
教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、

「妊娠中の教職員のための休暇制度等について」令和2年6月10日付け教総第1078号、
教教第1363号により通知したところですが、令和2年12月28日に指針が改正され、
当該措置の期限が令和3年1月31日から令和4年1月31日に延長されましたので、参
考までに厚生労働省より各都道府県労働局長宛てに発出された通知（別紙1）、当該措
置に関するリーフレット（別紙2）及び特別相談窓口に関するリーフレット（別紙3）
について、お送りします。

については、各学校において上記のような申し出があった場合には、丁寧な説明により
適切にご対応願います。

雇均発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）（一部改正）

令和 2 年 12 月 28 日に「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 402 号。以下「改正告示」という。）が告示、適用された。

改正告示により、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限が延長されたことに伴い、令和 2 年 5 月 7 日付け基発 0507 第 5 号・雇均発 0507 第 14 号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）」を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 第 4 適用期日中、「令和 3 年 1 月 31 日」を「令和 4 年 1 月 31 日」に改める。

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定**しました。

▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導**を受け、それを事業主に申し出た場合、**事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和4年1月31日**（※）です。
（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**（**母性健康管理指導事項連絡カード**）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



新型コロナウイルス感染症に関する 母健連絡カードの活用方法

①
保健指導・健康診査
を受ける

妊娠中の
女性労働者

③
母健連絡カードを提出し、
措置を申し出る

②
主治医等
(健康診査等を行う
医師、助産師)

②
母健連絡カードに
指導事項を記載する

表

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 産業医 氏名 産業保健スタッフ等 氏名

下記の1は、健康診査及び保健指導の結果、下記～4の措置を講ずることが必要であることとする。

1. 氏名等

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
事業主	産業医	産業保健スタッフ等	産業医	産業保健スタッフ等	産業医

2. 指導事項(該当する指導事項に○を付けてください)

項目	状況	指導事項	標準措置
妊娠経過	異常がない場合	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	異常がある場合	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	HbA1cが11.0未満	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	HbA1cが11.0以上	胎動異常の有無	胎動異常の有無
子宮筋腫の有無	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
切迫早産(妊娠22週未満)	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無
妊娠経過	無	胎動異常の有無	胎動異常の有無
	有	胎動異常の有無	胎動異常の有無

③
産業医
産業保健スタッフ等

相談 助言

④
人事労務担当者
管理者等

企業
(事業主)

④
指導事項に基づき、
必要な措置を講じる

措置の具体的な内容は、
産業医等の助言に基づき、
女性労働者と話し合って
定めることが望ましいも
のです。

新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置が必要な場合には、
主治医等がカード裏面の「特記事項」
の欄に指導内容を記入します。

(記入例)
新型コロナウイルス感染症の感染の
おそれの低い作業への転換又は出勤
の制限(在宅勤務・休業)の措置を
講じること。

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページ
や「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウン
ロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳
にも様式が記載されています。

母健連絡カードの裏面

症状等	指導項目	標準措置
妊娠経過	胎動異常 症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	胎動異常 症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
妊娠経過	胎動異常 症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	胎動異常 症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限
多胎妊娠	胎動異常	必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	胎動異常	多胎で特等な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全	経産	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	経産	休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間
(当該の予定期間に○を付けてください)

1週間(月 日 ~ 月 日)	4. その他の指導事項 (措置が必要である場合は○を付けてください)
2週間(月 日 ~ 月 日)	妊娠中の通勤経路の措置
4週間(月 日 ~ 月 日)	妊娠中の休憩に関する措置
その他()	

[記入上の注意]
(1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤経路の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に鑑み、措置が必要となる場合、○印を記入して下さい。
(2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に鑑み、休憩に関する措置が必要となる場合、○印を記入して下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日 所属 氏名

事業主 氏名

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

裏

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱い禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する相談窓口
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



母性健康管理指導事項連絡カード

令和 年 月 日

事業主殿

医療機関等名.....

医師等氏名.....

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	--	------	---	-------	---	---	---

2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症状等		指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業(入院加療)
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満		休業(自宅療養)
子宮内胎児発育遅延	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業(自宅療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠 22 週未満)			休業(自宅療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠 22 週以後)			休業(自宅療養又は入院加療)
妊娠浮腫	軽症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業(入院加療)
妊娠蛋白尿	軽症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業(入院加療)
妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業(入院加療)
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業(入院加療)
妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合)	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業(自宅療養又は入院加療)

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
妊娠中に かかりやす い病気	静脈瘤 ^{ひびつ}	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になったの休憩
	痔	症状が著しい場合	
	腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこうえん 膀胱炎	軽 症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重 症		休業(入院加療)	
多胎妊娠(胎)			必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3. 上記2の措置が必要な期間
(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他()	

4. その他の指導事項
(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

[記入上の注意]

(1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に鑑み、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

(2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に鑑み、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日

所 属.....
氏 名.....

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方で
お悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が
できないかな。

多くのお客さんと
接する仕事なので、
感染が不安。

主治医 から休業が
必要と診断された。
会社にどう伝えら
ばいいんだろう。

休業中の給与は
支給されるのかな？
できれば有給で
お休みしたい。

母性健康管理措置、
母健（ぼけん）カードって
なに？

会社に休業を申し出たら、
退職を勧められた。
働き続けたいのに、
どうすればいいのか。



働く妊婦の皆さまへの具体的な支援
の内容は、裏面に！ ▶▶▶

▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●

！ 新型コロナウイルス感染症に関しては、**感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響**することが考えられ、**医師等の指導**を受けたら、**企業に申し出て、次のような措置が受けられます。**

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和4年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

！ **妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱い**は**禁止**されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

！ 新型コロナウイルス感染症に関する措置として、**妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金**があります。**妊婦の方が安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備**するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください!!▶▶▶

▶▶母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）とは

表

裏

母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



▲職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について
(厚生労働省HP)

▲女性にやさしい職場づくりナビ